

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 （百万円）	
<p>(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底 チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察においてチャイルドシートの正しい使用の徹底が推進されるよう指導・調整を行うとともに、道路交通法に基づき、法令で定める道路の交通の方法等を定めた交通方法に関する教則を作成し、公表 	その他		警察庁
<p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p>				
<p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に対し、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報の提供を推進 	ガイドライン等		警察庁
<p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進 	ガイドライン等		警察庁
<p>(ウ) 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等による支援を推進 	ガイドライン等		警察庁
<p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民の自主防犯行動が実践されるよう、防犯設備士等の専門家の参加を得、犯罪類型、対象者等に応じた、参加・体験・実践型の防犯学習を推進 	ガイドライン等		警察庁
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるため、また、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに防犯指導を実施するための教本として、子ども防犯テキスト「みんなで気を付けようね」とそのCD-ROMを作成し、全国の小学校及び警察署へ配布するとともに、警察庁のホームページに掲載 	ガイドライン等		警察庁
	<ul style="list-style-type: none"> 教職員、保護者等の学校における防犯教室の指導員等を対象とした講習会を開催し、その講師として警察職員又はその退職者の派遣を推進 	その他		警察庁 文部科学省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 (百万円)	
(オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進	ガイドライン等		警察庁
ウ 被害に遭った子どもの保護の推進 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。	・少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進するため、「被害少年カウンセリングアドバイザー」として臨床心理士等の専門家の委嘱を促進するとともに、「被害少年サポーター」として地域のボランティアの委嘱を促進 ・各都道府県・指定都市において、スクールカウンセラーを活用する際の諸課題についての調査研究事業を行うために必要な経費の補助を実施（再掲）	ガイドライン等		警察庁
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進		補助金等	3,994	文部科学省
ア 児童虐待防止対策の充実 虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。 特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体なども含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要である。 具体的には、①発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実、②虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所（家庭児童相談室）及	①発生予防 ・子育て中の親子の交流・集いの場を提供し、子育て不安の軽減や地域からの孤立化の解消等を図る「つどいの広場」の設置促進（再掲）	補助金等	151	厚生労働省
	・地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援の実施（再掲）	補助金等	*997	厚生労働省
	②早期発見・早期対応 ・母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・育児等の問題に早期に対応するため、地域の実情に応じて、児童虐待防止市町村ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などのメニュー事業（育児等健康支援事業）を選択して実施	補助金等	500	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 （百万円）	
<p>び市町村保健センターにおける取組の充実や主任児童委員、児童委員等の積極的な活用、③保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した在宅支援の充実等を図ることが必要である。</p> <p>また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した相談、支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる児童家庭支援センターを拡充 	補助金等	339	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待事件に関して、虐待の早期発見と適切な事件化に努めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進 	ガイドライン等		
<p>イ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。</p> <p>具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により、母子家庭等に対する支援を充実させることが必要である。</p> <p>また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p> <p>さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施（再掲） 	補助金等	273	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母等が疾病や講習会の受講等の場合に一時的な家事援助や保育サービスを提供する日常生活支援事業の実施 	補助金等	161	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・土日・夜間の電話相談、児童訪問援助、ひとり親の情報交換の場の提供等を行うひとり親家庭生活支援事業の実施 	補助金等	185	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付、高等技能訓練促進費、常用雇用転換奨励金）事業の実施 	補助金等	1,318	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・職業相談から講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 	補助金等	701	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・就業機会の創出のための先駆的な取組として、特定事業推進モデル事業の実施 	補助金等	40	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する母子家庭等自立支援推進事業の実施 	補助金等	229	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金の貸付 	補助金等	6,030	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 	補助金等	259,369	厚生労働省
	<p>ウ 障害児施策の充実</p> <p>障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。</p> <p>また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所の長期研修（1年間）や短期研修（2ヶ月間）において、教育職員免許法認定講習を併せて実施し、特殊教育諸学校の免許状取得のための単位取得を実施 	その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする身体障害者居宅介護等事業を実施 		補助金等	*27,896	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 (百万円)	
<p>な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。</p> <p>さらに、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うことが必要である。</p> <p>また、保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児に対し、通園の方法により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応の訓練を行い、育成を助長する障害児通園（デイサービス）事業を実施 	補助金等	2,682	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者等の介護を行う家族等が、疾病等を理由に一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に身体障害者更生援護施設等に保護する事業を実施 	補助金等	*4,042	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により、支援費の支給決定等を行うよう市町村に対して周知 	その他		厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を推進 	補助金等	99	文部科学省
都道府県行動計画				
(1) 地域における子育ての支援				
<p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館等で児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図る児童厚生員等研修事業 	補助金等	26	厚生労働省
<p>イ 保育サービスの充実</p> <p>より質の高い保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。</p> <p>また、区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業 	その他		厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月の児童福祉法の改正により、保育の実施への需要が増大している都道府県、市町村は、その供給体制の確保に関する計画を定めるよう義務付け 	その他		厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 （百万円）	
ウ 子育て支援のネットワークづくり 子育て支援サービス等の質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。				
エ 児童の健全育成 児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。 また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> 児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や中・高校生の居場所としての児童館の整備を促進 県立児童館が、県内の児童館・児童センターと連携を図り、県内の児童館活動の内容、利用状況等の把握、新しい遊びの指導技術についての研修、児童館の設置されていない地域にプレーバス（移動型児童館）で巡回させる等により、児童健全育成事業の一層の向上を図る県立児童厚生施設事業（ネットワークづくり事業） 児童館等で児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員等の資質の向上を図る児童厚生員等研修事業（再掲） 母親クラブの会員、児童厚生員、行政事務担当者の参加のもとに、地域組織活動について、研究・討議等を行い、活動内容の充実を図る全国地域活動連絡協議会ブロック別指導者研修会の実施 	補助金等	*2,020	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターでは、当該施設の整備、青少年及び青少年教育指導者等に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡調整及び協力の促進などを実施 また、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人少年自然の家では 	補助金等	国立オリンピック記念青少年総合センター 4,549 国立青年の家 5,091 国立少年自然の家 4,741	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> 各種施設の整備、地域の課題及び現代的な課題に対応した事業、青少年教育指導者の資質を高める事業等を先導的・広域的に推進 	補助金等	55	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の「社会性」を育むため、教育委員会、学校、青少年教育施設、青少年団体等が連携・協力して取り組む青少年の体験活動を総合的に推進 	ガイドライン等		警察庁
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機関を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備を推進 	補助金等	851	文部科学省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況 予算額 (百万円)	省庁名
	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域を指定し、学校・教育委員会・関係機関（児童相談所、保護司、児童委員、精神科医、警察など）からなるサポートチームの組織化など、地域における支援システムづくりについて研究を実施 	補助金等 89	文部科学省
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進			
<p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実が図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとするのが望ましい。</p> <p>さらに、保健所等都道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が作成する地方計画において「健やか親子21」の趣旨を盛り込んだ計画にするよう、ホームページの開設や「健やか親子21」全国大会やシンポジウムの開催などによる情報提供を推進。また、「健やか親子21」における主要課題について関係機関・団体が取り組めるよう「健やか親子21推進協議会」を設置し、主要課題ごとに総会を開くなどの取組を推進 	補助金等 9	厚生労働省
<p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①救急医療を必要とする未熟児等に対応するための周産期医療ネットワークの整備、②総合周産期母子医療センター運営事業、③高度な医療を提供するための施設整備を図る母子保健医療施設・設備整備事業等を行うことにより、周産期医療体制の整備を推進 子どもの事故防止等、母子保健施策として地域の実情に応じた先駆的事業の推進 安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど妊産婦からの視点からみて満足できる「いいお産」についての啓発・普及の推進 保健所等において、妊娠・出産についての悩みに応ずる女性健康相談事業を実施 	補助金等 190,476 補助金等 *126 補助金等 *38	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
<p>イ 食育の推進</p> <p>乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図るため、小学校低学年、高学年、及び中学生への食生活学習教材の作成・配布など食に関する指導の充実 	補助金等 329	文部科学省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況 予算額 （百万円）	省庁名
<p>づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する先駆的・モデル的事業を実施する自治体への助成等を行うことにより、「食育」を推進 	補助金等 *57	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・「食を考える国民会議」の活動強化、「食を考える月間」の推進、マスメディア等各種媒体を通じた情報発信活動等を全国的に展開するとともに、食育推進ボランティアの登録・活用を進め、地域特産物や伝統的食文化など各地域の特色を活かした「食育」の実践活動を展開 	補助金等 *680	農林水産省
<p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教育の充実のため、薬物乱用防止教室の推進、薬物乱用防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布、研修会（独立行政法人教員研修センターで実施）やシンポジウムの開催等を実施 	補助金等 233	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙防止教育の充実のため、保健体育や特別活動をはじめ学校教育活動全体を通じて喫煙防止に関する指導を行うための喫煙防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布 	補助金等 51	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市教育委員会において、学校へ精神科医等の専門家の派遣を通じ、養護教諭が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する事業を実施 	補助金等 191	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・高等学校を含むエイズ教育（性教育）推進地域を指定し、学校・家庭・地域の連携によるエイズ教育（性教育）の実践研究を行い、その成果を普及促進 	補助金等 32	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童思春期の心のケアの専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、病院、児童相談所、学校等で児童思春期の専門相談等を取り入れ、各機関での活動の充実を図るとともに、思春期問題について、関係機関との連携に取り組んでいる都道府県等を選定し、ケースマネジメントに関するモデル事業を実施 	補助金等 *32	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもが性に関する知識を持ち、性差を十分に理解してお互いを尊重しあうとともに責任ある行動の涵養を図ることができるような取組を推進 	補助金等 *38	厚生労働省
<p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県における小児救急医療体制の整備を促進するため、 ・二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保する小児救急医療支援事業の実施 	補助金等 545	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の二次医療圏を対象に広域での小児救急医療患者を受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業の実施 	補助金等 797	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科若手医師の育成に関する調査研究の実施 	その他	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区医師会が、地方公共団体の委託等により実施する、小児の初期救急医療確保のためのモデル的事業の実施 	補助金等 31	厚生労働省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 (百万円)	
	・小児科以外の医師に活用させるための科学的根拠に基づく小児救急の外来診療マニュアルの作成、ITを活用した、救急担当医と小児科専門医とを結ぶ小児救急医療ネットワークの構築等による小児医療の充実	その他		厚生労働省
オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。	・小児慢性特定疾患の研究を推進し、その医療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、小児慢性特定疾患治療研究事業を実施 なお、平成15年7月25日与党三党による「小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しに関する基本方針」が示されており、この基本方針を踏まえ、具体案について検討	補助金等	*9,651	厚生労働省
カ 不妊治療対策の充実 子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。	・地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施 不妊治療に対する経済的支援については、平成15年5月、与党三党において、不妊治療費の助成を行うべきとの基本方針が合意されており、これを踏まえ、不妊治療費の助成が平成16年度から適切に行われるよう検討中	補助金等	112	厚生労働省
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備				
ア 次代の親の育成 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。 また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。 特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者（フリーター）等に対し、意識啓発や職業訓練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。	・新学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を学習する機会を一層充実するように改訂	その他		文部科学省
	・女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会に資する実践的な事業を実施	補助金等	765	文部科学省
	・学卒者、離職者、在職者を対象として、都道府県の公共職業能力開発施設等における、職業訓練の実施に対する支援を推進	補助金等	12,286	厚生労働省
	・農山漁村の男女共同参画の推進	補助金等	12	農林水産省